

第1号様式(第4条、第7条関係)

みやざきリサイクル製品認定申請書(新規・更新)

年 月 日

船 社団法人宮崎県産業廃棄物協会 様

住所

氏名

電話番号

担当者名

みやざきリサイクル製品の認定を受けたいので、みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第4条第1項(第7条2項)の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	品 目 名	木材チップを原料にした敷料	
2	製 品 名	木材チップ	
3	製 品 の 価 格	円 / m ³ (消費税及び地方消費税の額を除く。)	
4	年間生産(販売)予定量	200m ³	
5	製造する 事業所	所在地 宮崎県宮崎市	
		名 称	
6	販 売 場 所	中間処理場	
7	製品の寸法・重量等	粒度 (0~4mm) チップ状	
8	製品の原 材料となる循 環資源等の 状況	循環資の名称	木くず
		発 生 場 所	宮崎県内
		利 用 割 合	木くず 100%
		その他参考事項	無し
9	製品の主な仕様	畜産関係での敷料、農業関係での堆肥原料へ使用。	

10 関係法令又は品質及び安全性に関する基準並びに適合状況(許可番号)	産業廃棄物処分業許可証 許可番号 第 号 産業廃棄物の種類 木くず、がれき類（再生利用可能なコンクリートがら及びアスファルト・コンクリートがらに限る。）
11 JIS、JAS又はエコマーク取得の有無(取得している場合はその番号)	無
12 製品の特質(品質、安全性等)	安全性については、1次破碎時にマグネットにより鉄類を取り除き、2次破碎時にもマグネット・集塵装置により、砂鉄・砂・土類の混入を防いでいる。 品質については、(mg/l)カドミウム0.005未満・シアン0.1未満・鉛0.005未満・六価クロム0.01未満・砒素0.005未満・総水銀0.0005未満・セレン0.001未満・ふっ素0.19・ほう素0.03・水分18.3%で品質に問題はありません。
13 製造に当たっての環境保全上の配慮及び効果	破碎機が熱を持ち、発火の恐れがあるため、消火器・散水機を設置している。 振動騒音対策として、午後6時から午前8時までは施設の稼働を停止し地域に配慮した操作を行っている。
14 その他参考事項	循環資源100%の木材チップである。

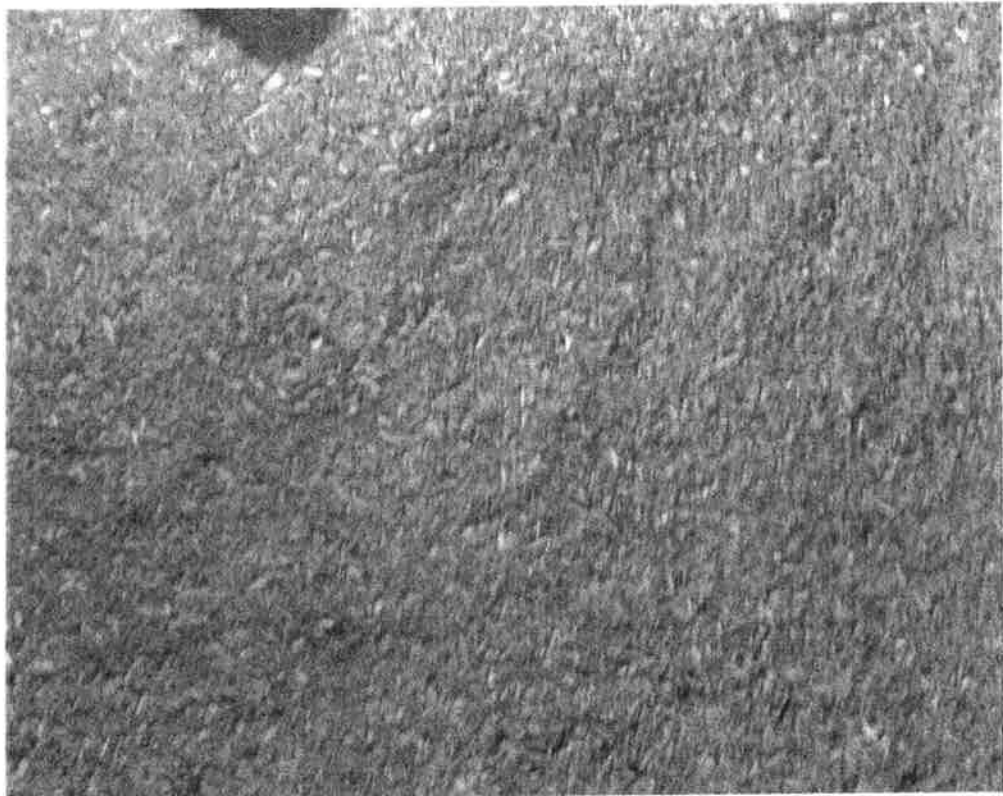
- 備考1 「1 品目名」欄には、製品の類型を記載してください。
- 2 「2 製品名」欄には、製品の名称を記載してください。
- 3 循環資源以外の原材料を使用する場合には、8の「その他参考事項」欄に当該原材料名を記載してください。
- 4 「10 関係法令又は品質及び安全性に関する基準並びに適合状況(許可番号等)」欄には、当該製品の生産及び販売に必要な免許、許可等について定められた法令又は団体による基準等をすべて記載するとともに、許可番号等を記載するほか、適合していることを証する書類を添付してください。
- 5 「13 製造にあたっての環境保全上の配慮及び効果」欄には、循環資源の利用過程又は製品の製造過程において、環境への負荷の低減に配慮している事項を記載してください。
- 6 申請時点において製品を販売していない場合には、「14 その他参考事項」の欄に販売予定年月日を記載してください。
- 7 次の書類等を添付してください。
- (1) リサイクル製品の種類及び用途を示す書類
- (2) リサイクル製品の原材料の種類、性状及び循環資源の利用割合を示す書類

→ 必要に応じてカタログ、写真等添付

- (3) リサイクル製品の製造(又は加工)の方法を示す書類
 - (4) リサイクル製品の販売実績を示す書類(販売予定の場合には、その時期と販売開始から向う1年間における販売予測)
 - (5) リサイクル製品製造、販売事業を適正に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有することを示す書類 → 決算報告書
 - (6) リサイクル製品の公的規格を証する書面の写し
 - (7) リサイクル製品の公的試験機関の試験結果又は基準等に適合していることを示す書類 → 計量証明書 etc
 - (8) みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第5条の申請者欠格事由に該当しない旨の誓約書
- 8 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

1.リサイクル製品の種類及び用途を示す書類

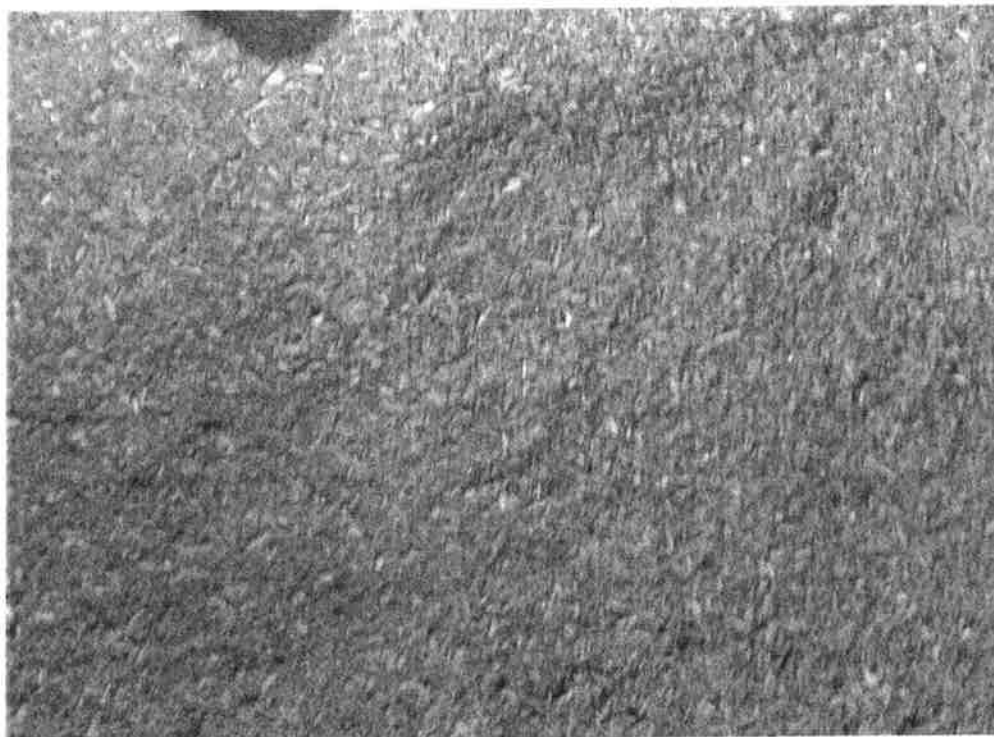
種類	用途
木材チップ	畜産関係での利用(敷料など) 農業関係での利用(堆肥原料への利用など)



2.リサイクル製品の原材料の種類、性状及び循環資源の利用割合を示す書類

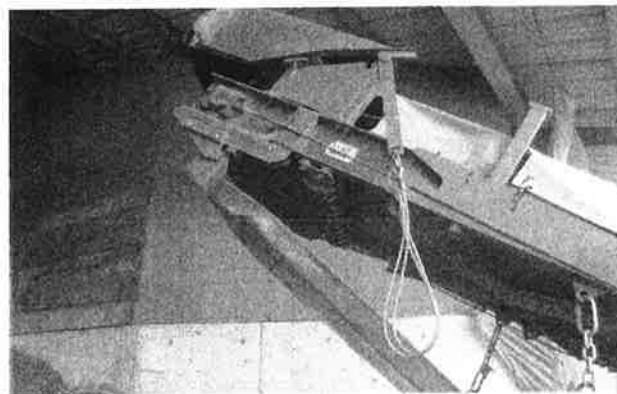
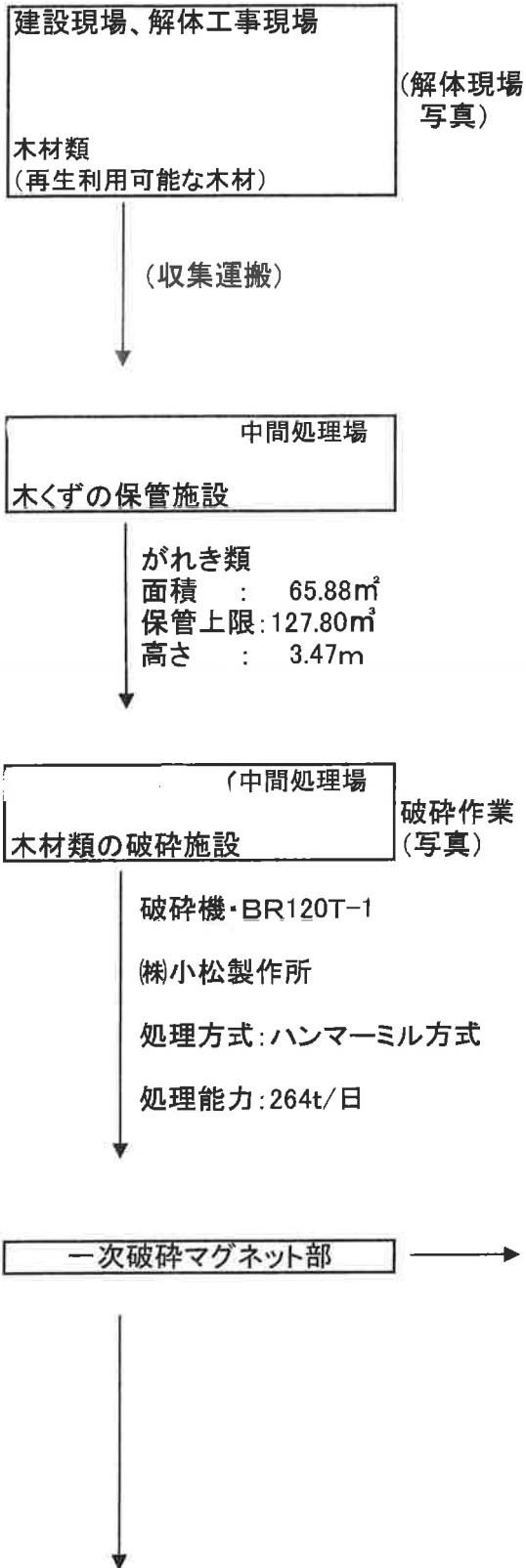
原材料配合表

配合する循環資源	配合割合	性状
木くず	100%	チップ状



3.リサイクル製品の製造(又は加工)の方法を示す書類

作業フロー図



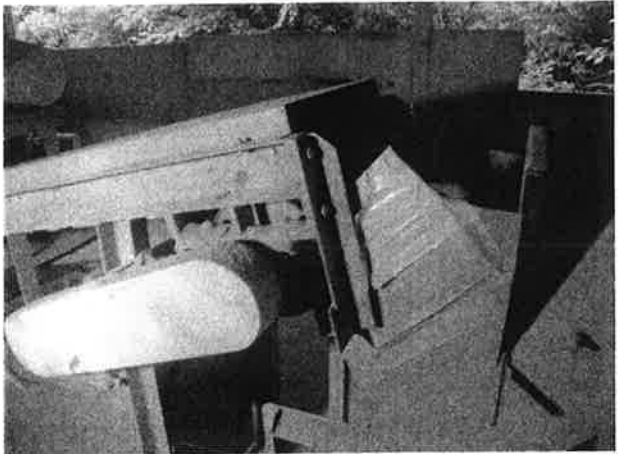
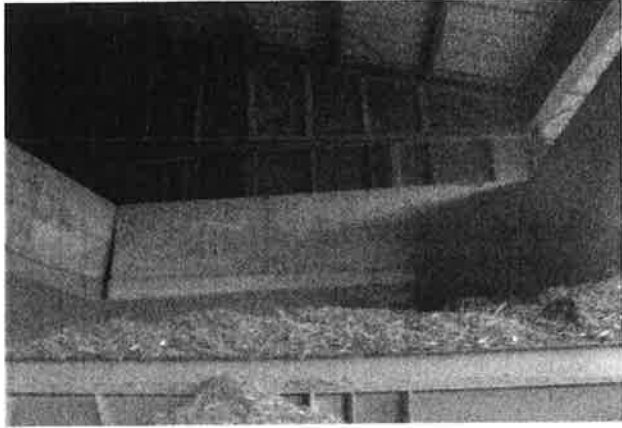
中間処理場
木材類の破碎施設

二次破碎作業
(写真)

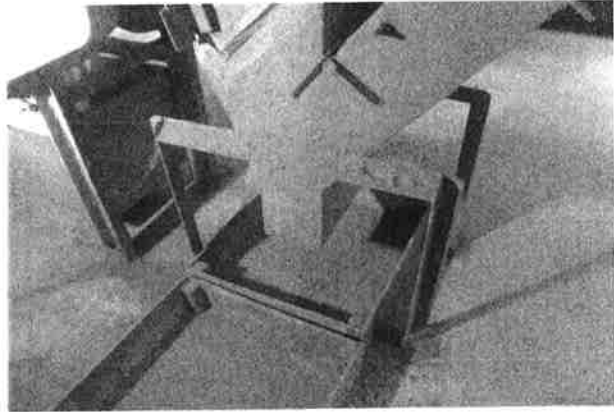
製造ライン

二次破碎マグネット部

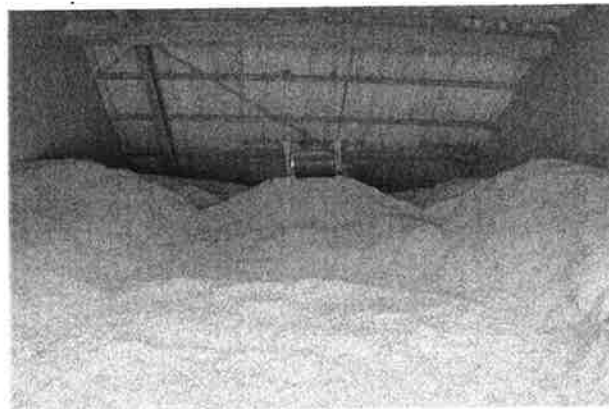
集塵装置



集塵装置混入物排出口



木材チップ(製品)



販売

畜産業・農業者等



決 算 報 告 書

第 期

自 平成 年 4 月 1 日

至 平成 年 3 月 31 日

(株)

宮崎市

計 量 証 明 書

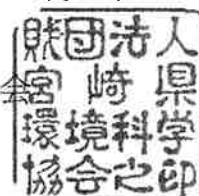
No. 土壌等2011-00106

平成 22 年 10 月 7 日

財団法人 宮崎県環境科学協会

宮崎県宮崎市大字田吉6258-20

濃度計量証明事業登録 環計第3号



環境計量士 甲斐 光幸



平成 22 年 9 月 22 日窓口受付の下記試料について濃度に係る計量の結果を次の通り証明します。

試料名 木材チップ

項 目	木材チップ	—	—	計量の方法
カドミウム mg/ℓ	0.005 未満	—	—	JIS K 0102 55.4 ICP 質量分析法
シアン mg/ℓ	0.1 未満	—	—	JIS K 0102 38.3 4-ヒトリ ジシカルボン酸-ピラ (参照 1)
鉛 mg/ℓ	0.005 未満	—	—	JIS K 0102 54.4 ICP 質量分析法
六価クロム mg/ℓ	0.01 未満	—	—	JIS K 0102 65.2 ジフェニ ルカハジト吸光度法
砒素 mg/ℓ	0.005 未満	—	—	JIS K 0102 61.4 ICP 質量分析法
総水銀 mg/ℓ	0.0005 未満	—	—	環境庁告示59号付表1 還元気化原子吸 (参照 2)
セレン mg/ℓ	0.001 未満	—	—	JIS K 0102 67.4 ICP 質量分析法
ふっ素 mg/ℓ	0.19	—	—	環境庁告示59号付表6 イオンクロマトグラフ法 (参照 3)
ほう素 mg/ℓ	0.03	—	—	JIS K 0102 47.4 ICP 質量分析法
水分 %	18.3	—	—	加熱減量法
— 以下 余 白 —				

(参照)

「未満」と表示されている値は、定量下限値のことです。

1. JIS K 0102 38.3 4-ヒトリジシカルボン酸-ピラロン吸光度法
2. 環境庁告示59号付表1 還元気化原子吸光度法
3. 環境庁告示59号付表6 イオンクロマトグラフ法、規格K0102 34. 1 ランタン-アリザリソフ・レキソ吸光度法